

○飯塚市自治公民館等建築補助金交付要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第10号

改正 H19-40、H28-35

(趣旨)

第1条 本市は、社会教育活動の振興を図るため、自治公民館等の新築、改築、増築又は改修工事に対して、予算の範囲内において、自治公民館等建築補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(H28-35一改)

(補助の要件)

第2条 補助金の交付の対象となる自治公民館等は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に従って設置運営されるものであること。
- (2) 対象地域住民を代表する組織によって設置運営されるものであること。
- (3) 当該年度内に設置が完了するものであること。

(補助の基本単価)

第3条 自治公民館等の新築及び改築に対する補助基本単価は、1平方メートル当たり、当該年度の前年度の公営住宅標準主体附帯工事費(木造平屋建及び準耐火構造平屋建)単価に100分の80を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てる。)とする。

(H28-35一改)

(補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、次のとおりとする。ただし、他の機関からの補助がある場合は、補助対象経費からその額を控除する。

- (1) 新築及び改築の補助基準は、前条に規定する補助基本単価に別表の補助対象限度面積を乗じて算出した額の100分の45(1,000円未満は切り捨てる。)とし、それを超える額及び面積については、補助対象外とする。

(H19-40、H28-35一改)

- (2) 補助対象経費は、本工事費及び設備工事(電気、ガス、給排水、白あり駆除、空調機器)等の合計額とする。
- (3) 新築及び改築の交付額は、第1号で得た金額と前号に規定する補助対象経費

に100分の45を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てる。)を比較し、いずれか低い額とする。

(H28-35追加)

(4) 増築及び改修工事は、工事費の総額が30万円以上のもので、補助の限度額を400万円までとし、第2号に規定する補助対象経費に100分の45を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てる。)とする。ただし、高齢者又は障がい者に配慮した設備の工事の場合は、工事費の総額が30万円未満についても、補助の対象とする。

(H28-35一改・繰下)

(補助金の交付制限)

第5条 この補助金の交付を受けた自治公民館等は、新築及び改築の補助金の交付を受けた日から起算して24年を、増築及び改修は、5年を経過しなければ補助の対象としない。ただし、火災、風水害その他の災害が理由での設置又は高齢者若しくは障がい者に配慮した設備と認められた場合は、この限りでない。

(H28-35一改)

(補助金の交付申請)

第6条 この告示に基づいて補助金を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 建築計画書
- (2) 建築補助金交付申請書
- (3) 建築設計図
- (4) 工事費の見積書
- (5) 収支予算書
- (6) 工事契約書の写し
- (7) その他関係書類

(補助金の実績報告)

第7条 当該申請者は、工事完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築工事完了報告書
- (2) 工事費の収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 写真

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る補助金について適用し、同日前に係る補助金については、なお合併前の穂波町地域公民館建築費補助金交付規程(昭和53年穂波町告示第29号)又は庄内町地域公民館建築費等補助金交付要綱(平成11年庄内町教育委員会要綱第1号)(次項において「合併前の規程等」という。)の例による。

(経過措置)

3 平成18年3月31日までに、合併前の規程等の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年4月4日 告示第40号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市自治公民館等建築補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成28年2月5日 告示第35号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(H28-35全改)

補助対象限度面積

世帯数	補助対象限度面積
100世帯未満	100㎡
100世帯以上150世帯未満	115㎡
150世帯以上200世帯未満	130㎡
200世帯以上	150㎡